

2025年12月

お客さま各位

足立成和信用金庫

「投資信託取引規定集」改訂のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

この度、「投資信託取引規定集」を下記のとおり改訂しますのでお知らせいたします。

記

1. 改訂日

2026年1月5日(月)

2. 改訂対象

- ・非課税口座約款
- ・未成年者口座および課税未成年者口座約款

※改訂内容の詳細は本お知らせ2ページ目以降の新旧対照表をご参照ください。

以上

「足立成和信用金庫 投信取引規定集」新旧対照表

(下線部分変更)

改 訂 後	改 訂 前	改 訂 事 由
非課税口座約款	非課税口座約款	
1. (略)	1. (同左)	
2. 非課税口座開設届出書等の提出等	2. 非課税口座開設届出書等の提出等	
(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 11 月末までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」 <u>）</u> をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 11 月末までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」 <u>（追加）</u> をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。	
(略)	(同左)	
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (同左)	

改 訂 後	改 訂 前	改 訂 事 由
<p>(7) 申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定</u>が重複していることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなつた場合<u>または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなつた場合</u>、当該非課税口座に該当しない口座<u>または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行つていていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。</p> <p>① 非課税口座に該当しないこととなつた口座<u>または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなつた勘定</u>で行つていていた取引については、その開設<u>または設定</u>のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>② 非課税口座に該当しないこととなつた口座<u>または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなつた勘定</u>で行つていていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、当金庫所定の方法により徴収させていただきます。</p> <p>③ 非課税口座に該当しないこととなつた口座<u>または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなつた勘定</u>を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>④ (略)</p> <p>3. ~ 3の2. (略)</p> <p>3の3. 特定累積投資勘定の設定</p>	<p>(7) 申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>(追加)</u>が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなつた場合<u>(追加)</u>、当該非課税口座に該当しない口座<u>(追加)</u>で行つていていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。</p> <p>① 非課税口座に該当しないこととなつた口座<u>(追加)</u>で行つていていた取引については、その開設<u>(追加)</u>のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p> <p>② 非課税口座に該当しないこととなつた口座<u>(追加)</u>で行つていていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、当金庫所定の方法により徴収させていただきます。</p> <p>③ 非課税口座に該当しないこととなつた口座<u>(追加)</u>を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</p> <p>(同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>3. ~ 3の2. (同左)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NISA 口座の再開設および勘定の再設定にかかる即時買付に伴う記載の追加

改 訂 後	改 訂 前	改 訂 事 由
(1) (略)	3 の 3 . 特定累積投資勘定の設定	
(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、 <u>当該通知書または届出書の提出</u> があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に <u>当該通知書または届出書の提出</u> があつた場合には、同日)において設けられます。	(1) (同左)	
3 の 4 . ~ 5 の 4 . (略)	(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、 <u>所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供</u> があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に <u>提供</u> があつた場合には、同日)において設けられます。	・NISA 口座の再開設および勘定の再設定にかかる記載の修正
6 . 非課税口座を通じた取引	3 の 4 . ~ 5 の 4 . (同左)	
(1)~(3) (略)	6 . 非課税口座を通じた取引	
(4) (略)	(1)~(3) (同左)	
①~② (略)	(4) (同左)	
①~② (同左)	①~② (同左)	
7 . ~ 1 7 . (略)	7 . ~ 1 7 . (同左)	
以 上	以 上	
(2 0 2 6 年 1 月 改訂)	(2 0 2 5 年 4 月 改訂)	

改 訂 後	改 訂 前	改 訂 事 由
未成年者口座および課税未成年者口座約款	未成年者口座および課税未成年者口座約款	
第1章 総則 1. (略)	第1章 総則 1. (同左)	
第2章 未成年者口座の管理 2. ~12. (略)	第2章 未成年者口座の管理 2. ~12. (同左)	
第3章 課税未成年者口座の管理 13. ~17. (略) 18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 <u>(1) 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u> <u>(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合は、当該未成年者口座を廃止いたします。</u> <u>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u> <u>② 申込者がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u> <u>③ 2026年1月1日</u> 19. ~20. (略)	第3章 課税未成年者口座の管理 13. ~17. (同左) 18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 <u>(追加) 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u> <u>(追加)</u> 19. ~20. (同左)	未成年者口座のみなし 廃止に伴う記載の追加
第4章~第5章 (略)	第4章~第5章 (同左)	
第6章 その他の通則 24. ~26. (略)	第6章 その他の通則 24. ~26. (同左)	

改 訂 後	改 訂 前	改 訂 事 由
<p>2 7. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2024 年以後の各年（その年<u>②</u>1 月 1 日において申込者が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年<u>②</u>1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p>	<p>2 7. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2024 年以後の各年（その年<u>(追加)</u>1 月 1 日において申込者が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年<u>(追加)</u>1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。</p>	
2 8. (略)	2 8. (同左)	
<p>2 9. 契約の終了</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項<u>第 1 号</u>の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p><u>③ 上記 1 8. (2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</u></p> <p>④ 申込者が当金庫に対して「未成年者出国届出書」を提出した場合 出国日</p> <p>⑤ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当し</p>	<p>2 9. 契約の終了</p> <p>(同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項<u>(追加)</u>の規定により申込者が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ 申込者が当金庫に対して「未成年者出国届出書」を提出した場合 出国日</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当し</p>	未成年者口座のみなし廃止に伴う記載の追加

改 訂 後	改 訂 前	改 訂 事 由
<p>ないこととなった場合(申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項<u>第1号</u>の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑥ 申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記12.(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p>30.～32. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2026年1月改訂)</u></p>	<p>ないこととなった場合(申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項<u>(追加)</u>の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ 申込者が出国の日の前日までに上記12.(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記12.(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日</p> <p>30.～32. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2025年4月改訂)</u></p>	